

貯 法 容 器 気密容器

タイソウ

Jujube

ZIZYPHI FRUCTUS

大棗

本品はナツメ *Zizyphus jujuba* Miller var. *inermis* Rehder (*Rhamnaceae*) の果実である。

性 状 本品はだ円球形又は広卵形を呈し、長さ 2 ~ 3 cm、径 1 ~ 2 cm である。外面は赤褐色であらいしわがあるか、又は暗灰赤色で細かいしわがあり、いずれもつやがある。両端はややくぼみ、一端に花柱の跡、他端に果柄の跡がある。外果皮は薄く革質で、中果皮は厚く暗灰褐色を呈し、海綿ようで柔らかく、粘着性があり、内果皮は極めて堅く紡錘形で、二室に分かれる。種子は卵円形で偏平である。

本品は弱い特異なにおいがあり、味は甘い。

純度試験 変敗 本品は不快な又は変敗したにおい及び味がない。

灰 分 3.0 % 以下

タクシャ

Alisma Rhizome

ALISMATIS RHIZOMA

沢瀉

本品はサジオモダカ *Alisma orientale* Juzepczuk (*Alismataceae*) の塊茎で、通例、周皮を除いたものである。

性 状 本品は球円形～円すい形を呈し、長さ 3 ~ 8 cm、径 3 ~ 5 cm、ときには 2 ~ 4 に分枝して不定形を呈するものがある。外面は淡灰褐色～淡黄褐色で、わずかに輪帶があり、根の跡が多数の小さいいぼ状突起として存在する。断面はほぼ密で、その周辺は灰褐色、内部は白色～淡黄褐色である。質はやや軽く、砕きにくい。

本品はわずかににおい及び味がある。

灰 分 5.0 % 以下

酸不溶性灰分 0.5 % 以下

タクシャ末

Powdered Alisma Rhizome

ALISMATIS RHIZOMA PULVERATUM

沢瀉末

本品は「タクシャ」を粉末としたものである。

性 状 本品は淡灰褐色を呈し、わずかににおい及び味がある。

本品を鏡検するとき、主としてでんぶん粒及びこれを含む柔組織の破片を認め、更に黄色の内容物を含む柔細胞の破片、維管束の破片を認める。でんぶん粒は単粒で球形～だ円球形、径 3 ~ 15 μm である。

灰 分 5.0 % 以下

酸不溶性灰分 0.5 % 以下

脱脂綿

Absorbent Cotton

本品は *Gossypium hirsutum* Linné 又はその他同属植物 (*Malvaceae*) の種子の毛を脱脂し、漂白したものである。

性 状 本品は白色の繊維状の軟毛で、におい及び味はない。

本品を鏡検するとき、偏平で筋のあるねじれた中空のリボン状で、縁はわずかに厚い。

本品はアンモニア銅試液に溶け、普通の溶媒に溶けない。

純度試験 この試験に用いる試料は同一包装内の 10 箇所の異なる部分から、本品の一定量ずつを採取し、合わせて規定の量とする。

(1) 酸又はアルカリ 本品 10 g に新たに煮沸して冷却した水 100 mL を加えて冷浸し、浸液 25 mL にフェノールフタレイン試液 3 滴を加えるとき、液は赤色を呈しない。また、浸液 25 mL にメチルオレンジ試液 1 滴を加えるとき、液は赤色を呈しない。

(2) 水溶性物質 本品 5 g に水 500 mL を加え、蒸発する水を補いながら 30 分間穏やかに煮沸し、漏斗を用いて浸液を他の容器に入れ、綿を漏斗上に移し、綿に含まれた液をガラス棒で圧出し、熱湯 150 mL ずつで 2 回洗い、毎回綿を圧して浸液及び洗液を合わせてろ過する。ろ液を蒸発濃縮し、はかり瓶に入れ、105 °C で恒量になるまで乾燥するとき、残留物は 14.0 mg 以下である。同様の方法で空試験を行い、補正する。

(3) 色素 本品 10 g にエタノール (95) 100 mL を加えて冷浸し、圧して浸液 50 mL をとり、ネスラー管に入れ、上方から観察するとき、液の色は黄色を呈することがあっても青色又は緑色を呈しない。

(4) 蛍光増白剤 本品は暗所で紫外線を照射するとき、全面に染着された蛍光を認めない。

(5) 沈降速度 本品 5 g をとり、径 0.4 mm の銅線を用いて製した径 50.0 mm、深さ 80.0 mm、線と線との距離 20 mm で、重さ 3.0 g の試験かごの中に入れ、水温 24 ~ 26 °C の水面上 12 mm の高さからかごを横にし、深さ 200 mm の水の中に静かに落とすとき、かごは 8 秒間以内に水面下に沈む。

(6) 吸水量 (5) で沈下したかごを水底に 3 分間放置した後、横にして水中から静かに取り出し、10 号ふるいの金網上に 1 分間横において水を滴下させ、ビーカーに入れ、その質量を量るととき、吸水量は 100.0 g 以上である。

(7) その他の繊維 本品 1.0 g を 0.5 mol/L ヨウ素試液中に 1 分間浸し、水でよく洗うとき、着色した繊維を認めない。

(8) ネップ及び混在物 本品約 1 g を 10 cm 平方の 2 枚の無色の透明板の間に均等に拡げ、透過光でネップ及び混在物（果皮または種子の破片など）を検査するとき、径 2.5 mm 以上のネップ及び混在物の合計は 5 個以下である。

灰 分 0.25 % 以下 (5 g, 生薬試験法の灰分の項を準用する)。

貯 法 容 器 密閉容器